

自然公園法の一部を改正する法律の概要

(令和3年法律第29号)

令和3年5月6日公布

国・都道府県が保護管理を担う国立公園・国定公園において、**地方自治体や関係事業者等の地域の主体的な取組を促す仕組み**を新たに設け、保護のみならず**利用面での施策を強化し、「保護と利用の好循環」**(自然を保護しつつ活用することで地域の資源としての価値を向上)を実現するものです。

■ 背景

- 地域の過疎化が進む一方、コロナ禍で自然や健康への関心が高まる中で、**我が国を代表する優れた自然の風景地である国立公園・国定公園**(以下「国立公園等」という。)は、国内外の多くの人々をひきつける観光地などとして、**地域社会にとって重要な資源**となっている。
- その自然の価値を活かし、地域活性化に資する**滞在型の自然観光**を推進するためには、**魅力的な自然体験アクティビティの提供や旅館街等の上質な街並みづくり、認知度の向上が必要**であるが、それが十分にできていない。

■ 主な改正内容

1. 地域主体の自然体験アクティビティ促進の法定化・手続の簡素化

- 公園計画において、従来の利用施設のハード整備に加え、新たに自然体験アクティビティの促進を位置づけ、市町村やガイド事業者等から成る協議会を設け、**自然体験活動促進計画**を作成。環境大臣・都道府県知事の認定を受けた場合には、計画に記載された**事業の実施に必要な許可を不要とする**。
- これにより、計画に基づく**魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供、ルール化等**の関係者が一体となった取組を促し、**旅行者の多様なニーズに応え、長期滞在につながる国立公園等の楽しみ方**を提供。

2. 地域主体の利用拠点整備の法定化・手続の簡素化

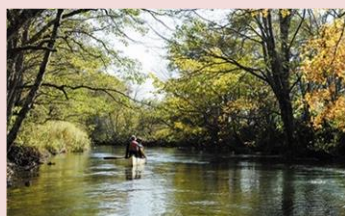
- 公園利用の拠点となる旅館街等の街並みを整備するため、市町村や旅館事業者等から成る協議会を設け、**利用拠点整備改善計画**を作成。環境大臣・都道府県知事の認定を受けた場合には、計画に記載された**事業の実施に必要な許認可を不要等とする**。
- これにより、計画に基づく**廃屋の撤去、機能充実、景観デザインの統一**など、関係者が一体となった**自然と調和した街並みづくり**を促し、**国立公園等における魅力的な滞在環境を整備**。

3. 国立公園等の保全管理の充実

- 国立公園等の国内外へのプロモーションの促進、クマ・サルなど野生動物の餌付け規制による人身被害等の予防、公園事業の譲渡による公園事業者の地位の承継に関する規定の整備、公園管理団体の業務の見直しによる指定の促進、特別地域等における行為規制の違反に係る罰則の引上げ等の措置を講じる。
- ＜改正法の施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日＞

自然体験活動促進計画のイメージ

望ましい自然体験アクティビティの提供・開発促進、利用者の受入れ体制整備、上質な自然体験の場の確保、適正利用のためのルールの策定等



自然を満喫できる楽しみ方の提供



利用設備設置等の手続簡素化

利用拠点整備改善計画のイメージ

集団施設地区など利用拠点の面的な再生・上質化のため廃屋の撤去やその場所への新たな投資、利用者目線の機能充実、景観デザインの統一、電線の地中化等



自然と調和した滞在環境の整備



施設の再整備の手続簡素化

国立公園等の魅力の向上と地域の活性化の実現

自然公園法の一部を改正する法律

国立公園等において、「保護と利用の好循環」を実現し、地域の活性化にも寄与。



地域の魅力を活かした自然体験活動を
促進する自然体験活動促進計画制度を創設

協議会が作成した計画が認定されると許可不要などの特例を受けられる
仕組みにより、地域主体の自然体験アクティビティを促進

- 市町村やガイド事業者等から成る協議会が自然体験活動促進計画を作成し、環境大臣(知事)の認定を受けた場合、関係する許可を不要とする等の特例により、手続を簡素化します。
- これにより、地域関係者が一体となっていく、魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供、ルール化などが進められ、長期滞在につながる国立公園の楽しみ方の充実が図られます。



魅力的な滞在環境を整備する
利用拠点整備改善計画制度を創設

協議会が作成した計画が認定されると認可手続などの特例を受けられる
仕組みにより、地域主体の利用拠点の改善を促進

- 市町村や旅館事業者等から成る協議会が利用拠点整備改善計画を作成し、環境大臣(知事)の認定を受けた場合、関係する認可を受けたこととする等の特例により、手続を簡素化します。
- これにより、地域関係者が一体となっていく、廃屋撤去や拠点の機能の充実、景観デザインの統一など、自然と調和した街並みづくりが促進され、魅力的な滞在環境の整備が進みます。



公園の保護と適正利用のために
餌付けへの規制や違反行為への罰則を強化

クマの餌付けへの規制や違法伐採などの違反行為への罰則強化により
国立公園等の保護と適正な利用を確保

- 野生動物への餌付けなどの行為に対する規制や、国立公園等における違法伐採などの禁止行為の違反に対する罰則の引上げを行います。
- これにより、野生動物による人的・物的被害の発生の防止や、禁止行為への厳しい対処が可能となり、多くの方々が楽しめる豊かな自然環境の確保が一層図られます。